

景気後退下における外国人労働者

倉 真一

1 はじめに

80年代末から90年にかけての好景気は深刻な労働力不足を引き起こし、多数の外国人労働者がそれを埋めるように流入した。現在、日本国内にいる外国人労働者の総数は推計で約60万人にのぼる⁽¹⁾。しかし、外国人労働者をめぐる様々な問題の本質が見えてくるのは景気の拡大局面においてよりもむしろ後退局面においてである。本論文の目的は、最近の不況のなかで外国人労働者が置かれている状況を「不自由労働者」の概念を通じて理解しようとするものである。

本論文では、まず最初に「不自由労働者」概念の理論的検討を行う。ついで「出入国管理および難民認定法」（以下では略して「入管法」と記す）の改定とその結果を、資本と国家および外国人労働者の三者の関係を中心に分析する。そして、改定入管法の枠組のなかで生じた景気後退の影響を「不自由労働者」としての本質が表面化したものと捉えたい。また、その際、外国人労働者内部にみられる影響の差異を「不自由労働者としての統合様式」の差異として分析する。

2 「不自由労働者」としての外国人労働者

「不自由労働者」あるいは「不自由労働」概念を定義する前に、その対概念である「自由労働者」「自由労働」の概念について考えてみよう。マルクス(Marx, K.)は、賃金労働者の自由を次のように説明する [Marx, 1867=1969:294]。第一に奴隷や農奴と違い労働者はもはや生産手段の一部ではなく、それゆえ奴

隷主や農奴所有者の直接支配から解放されている点で、第二に、労働者が自身自身の生産手段を持たず、故に労働力を市場で自由に売ることができる点において「自由」である⁽²⁾。そうであれば、その対概念である「不自由労働者」は、第一に雇用主による直接的支配、第二に労働力を市場で自由に処分することが不可能もしくは困難、という二つの特徴によって取り敢えず定義することが出来よう。これらの特徴は、現代の移民労働者にも程度の差こそあれ共有されているものではないだろうか。

現在の日本における外国人労働者を「不自由労働者」⁽³⁾の概念をもって分析するには、概念のさらなる検討が必要である。

マルクスは「自由な賃金労働者」の大量出現と労働者階級の形成をもって資本制の本質的特徴としたが、世界システム論のウォーラーシュテイン(Wallerstein, I.)によれば「自由労働」と「不自由労働」の両者の結合こそが資本制の本質的特徴だという。

「自由な労働とは、『世界経済』の中核に位置する諸国の熟練労働力の管理形態なのであって、同じシステムの辺境におけるより熟練度の低い労働者の管理に用いられたのが強制労働なのである。資本主義の神髄はまさに両者の結合にこそある、というべきである」

[Wallerstein, 1974=1981:163]

ウォーラーシュテインは、「自由労働」は中核地域で用いられ「不自由労働」は辺境地域で用いられる労働形式であるといっている。たしかに辺境地域において、奴隷制やエンコミエンダ制、債務奴隷や部族的契約労働者など多様な強制労働、不自由労働者が広汎に存在していた（現在も形を変え存在している）のは紛れもない事実である。しかし、彼のいう中核地域において「不自由労働」は果たして存在していなかったのか。コーエン(Cohen, R.)は、コリガン(Corrigan, P.)の不自由労働者に関する包括的論文を引用しつつ次のように述べている。「要するに英国も米国も、純然たる自由労働制を持ったことはなかった。（中略）この事実は現在においても変わっていない」[Cohen, 1987=1989:28]。コリガンによれば、不自由労働は封建遺制ではなく資本制の本質的關係の一部であり、不自由労働者はヨーロッパ、日本、北アメリカにお

ける労働者階級内の少数的残余どころか多数派であったという。イギリスでは不自由労働の一形態である奉公人が、1891年のピーク時には約138万人にのぼり1930年代後半までその数は100万人を下ることがなかった。アメリカでは、南部のプランテーション奴隷制は産業資本主義の足枷になったことはなく、逆に初期段階にあったアメリカ産業の成長を促進したのだった [Corrigan,1977:438-445]。両国では現在も不自由労働者は広汎に存在する。そのかなりの部分を移民労働者が占めている。イギリスでは旧植民地からの移民の多くは、福祉国家への統合から利益を得ない意味で労働者階級とは異なった特殊な階級外階級 (underclass) を形成している [Rex,1970=1987:119-150]。アメリカでは数百万人にのぼる非合法の移民労働者が、無権利状態ゆえに極めて脆弱で従属的な労働者として利用されている。

まとめると、資本制は「自由労働」と「不自由労働」の結合を本質的特徴とすること、また「自由労働」が中心地域に多く「不自由労働」が周辺地域に多い労働形式であるのは確かだが、中心においても広範な不自由労働が存在し自由労働と同時に存在している。さらに付け加えるなら、ここで言う「自由労働」と「不自由労働」は二分法的には用いられていない。むしろ一種の理念型であって、一方の極に完全な「自由労働」、他方の極に完全な「不自由労働」があって実際の労働形式はこの両極の間に位置する。様々な程度の「自由さ」あるいは「不自由さ」を持った労働者が存在し、世界システム内で結びついているのである。

このような(相対的に)「自由な労働者」、(相対的に)「不自由な労働者」はどのように創出されるのだろうか。この両者の区分が労働市場における需要と供給の関係(市場メカニズム)から直接には導かれないことは確かである。第一に、自由労働と不自由労働の間の区分には、年齢・性別・人種・民族など本来、市場の外部に存在する変数が深く関連している [上野, 1990:273-276]。第二に、国家という別の大きな市場外の変数が、特に不自由労働者の創出には深く関係してくる。国家はさまざまな不自由労働制に法律的・イデオロギー的な正当化の手段を与えてきたし、不自由労働者の徴集や管理にも積極的に関与もしている。また、上記の市場外諸変数を組み合わせ操作することで自由労働者と不自由労働者、あるいは異なった不自由労働者間の関係に影響を及ぼして

きた。移民労働者の場合、国家は国民／外国人という区分を設定するばかりでなく、移民法や出入国管理法を通じて移民労働者の出入国、定住への管理・制限をおこない、合法／非合法移民その他さまざまなカテゴリーを創出して移民労働者に対するラベリングを行ってきた。ラベリングには多くの場合、自国民との間の法的・制度的差別を伴っており、その差別ゆえに移民労働者は脆弱で、雇用主に対して従属した存在となるのである。

ここで不自由労働者、なかでも移民労働者をめぐる資本と国家の関係について考えてみよう。国家の移民労働者の不自由労働者化に果たす役割は既に述べたとおりである。一方で、資本は移民労働者を利用する立場にある。資本は資本蓄積の論理にしたがって、必要な時、必要なだけ安価で管理・統制しやすい労働力を求める。国家は資本のこのような要請から決して自由ではない。このことは、需要に対応して移民労働者の流れを調整・組織しよう（例えば西欧諸国のローテーション政策やアメリカのブラセロ計画⁽⁴⁾に典型的に見られたように）とする国家の政策ひとつ見ても明らかなことである。では、国家は資本の要請に100%従っているのだろうか。少なくとも国家は資本の論理とは独立した固有の論理にも従っている。移民労働者に関して国家の論理が表面化するのには、主に以下の二つのレベルにおいてである。①国境管理および外国人管理の主体としての国家の正統性の問題、②国民国家としての成立・存続そのものに関わる正統性の問題、すなわち「国民」概念あるいは「国民国家」のイデオロギー的基盤と移民労働者との関係をめぐる問題。これらの点に関しては、第3節で再度とりあげたい。

今日、移民労働者が資本によってどのように利用されているのかが次の問題である。サッセン(Sassen, S.)によれば、中心諸国では現在、「不自由労働者」としての移民労働者に対する需要が経済構造の再編成のなかでかなり広範にみられる。世界システムの中心では少数の大都市に集中する高所得の専門職を中核とした経済の再編成が新たな低賃金労働力への需要を生み出す。しかし、中心では労働者の組織化や上昇志向によって、そのような低賃金労働力の確保は困難を伴う。したがって低賃金労働力としての移民労働者が導入されるのである。さらにいえば、資本が必要とするのは低賃金だけではない。需要に合わせて自由に労働時間のシフトや雇用・解雇のできる労働力、劣悪な労働条件下に

ある生産組織でも働く労働力なのである [Sassen, 1988=1992]。

資本にとって移民労働者を利用することのメリットは、およそ以下の四つにまとめることが出来よう。①労働力再生産費用のかかなりの部分を受入れ国の資本は回避することができる。その多くは、送出国や移民労働者の家族が負担することになる。②安価で組織化が進んでおらず管理・統制しやすい労働力である。③需要や景気の変動に応じて生産過程における配置を変更したり、排除しやすい（資本にとって）柔軟性をもった周辺の労働力。④人種的、民族的な分業を導入することで労働者階級を分断し、資本の労働に対する支配を強化する。

3 入管法改定

今回の景気後退は、基本的に 89 年 12 月に可決・成立し、翌 90 年 6 月に施行された改定入管法のもとで起きたのであった。入管法の改定は、80 年代後半の外国人労働者の急増、なかでも男性の不法就労者の大量の登場が「社会問題」化するなかでなされた。このような社会問題化を政策議論と結びつけるのに重要な意味を持ったのが、国民的な論争にまでなった「開国・鎖国」論争であった。

「開国・鎖国」論争それ自体は、なんら有益な結論を導くものではなかった。ただ、議論の構成が論争につけられた名前に象徴されるように、最初から「外国人労働者」に対して「国境」を「開放」するか「閉鎖」するかという視点を軸に展開されたことは、結局のところ国境管理の主体、外国人管理の主体としての国家の存在を浮かび上がらせたのみで、結果として、例えば外国人労働者の流入の背景にある社会経済構造や、外国人労働者の人権などの問題は議論の周辺に追いやられることとなった [卓, 1992]。

「開国・鎖国」論争を受ける形で本格化した入管法改定の過程は、第一に外国人労働者の「大量」流入に対して、国境管理および外国人管理の主体としての国家が、その能力を再確認しようとする過程であった。と同時に、それは労働力を求める資本の要請に配慮する形でも進められた。ここでは、入管法の改

定問題をめぐって政府や政党、雇用者、経営者団体、支援団体、労働組合、在日外国人などの間でどのような主張が行われ、またどのような利害対立や妥協があったかについて詳細に論じることはしない。しかし、改定入管法の内容を検討することで、労働力を求める資本の要請と国民統合の維持を求める国家の要請という、論理的には相互に独立した要請を持つ両者の関係がかなり明確になるだろう。

改定入管法は次のような特徴をもっていた。第一に不法就労者対策として新たに雇用者罰則規定が新設されたこと。第二に日系人および技術研修生（以下「研修生」）に対しては従来の規定を緩和したこと。これらは一見すると、不法就労の外国人労働者を完全に排除し、代わりに日系人と研修生を合法的な労働力として導入したように思われる。すなわち、国家の要請に基づいて不法就労外国人の排除 — 雇用者罰則規定の新設が行われ、他方、資本の要請に基づいて不法就労外国人の代償として、合法的なカテゴリーの外国人の導入が認められたという見方である。しかし、この見方は一面的である。第一に雇用者罰則規定の新設は本当に資本の側が支払った代償だったのだろうか。第二に日系人や研修生の規制緩和が資本の要請に基づくとしても国家にとって持った意味は何もなかったのだろうか。入管法改定の結果の分析のためにも、雇用者罰則規定の新設と日系人・研修生の規制緩和のそれぞれを、資本と国家の両面から見てみる必要がある。

改定入管法では、不法就労外国人の排除のために、従来どおりの不法滞在、資格外活動を行った外国人に対する強制送還措置に加え、雇用主に対して新たに「不法就労助長罪」という形での雇用者罰則規定が盛り込まれた。その内容は、「不法就労者」の雇用主および斡旋者に対して3年以上の懲役もしくは200万円以下の罰金（法案作成の当初は、3年以下の懲役、50万円以下の罰金、であったから、罰則規定それ自体は強化されたことになる）というものである。しかし、この雇用者罰則規定は結局、その立法および法執行過程で事実上の雇用主に対する免責が行われたことで有名無実化したのであった。まず不法就労の外国人労働者への依存度の高い中小企業を中心とした罰則規定に対する強い不安や反対を受けて、国会で衆参両院の付帯決議という形で事実上の免責条項が入ることとなった。「雇用主等に対する処罰規定については、同規定

が悪質な雇用主・あっせん者等の取締りの必要性から設けられた経緯にかんがみ、その運用に当たっては、いやしくも濫用に渡ることのないよう、十分に配慮すること」(1989年11月17日：衆議院における付帯決議、参議院のものもほぼ同様の主旨)。この付帯決議を受ける形で、法執行機関である警視庁では、改定入管法施行直後の全国防犯・保安担当部長会議において、悪質な雇用主、ブローカーを重点的に取締るように指示し、「悪質さ」の基準として、①外国人を就労させ暴利を得ている、②多数の外国人を雇用し、長期間違反を続けている(傍点、筆者)、の二点をあげている⁽⁶⁾。

雇用者罰則規定の恣意的かつ曖昧な運用は、結果として多くの「見逃し」を生むことになった。例えば、多数のフィリピン人を雇用しているあるプラスチック工場の社長によると「地元の警察はうちで不法のフィリピン人雇ってるのは知ってるけど、『事件や犯罪だけは起こさないように』と言って見逃してもらっている」という。このような例はごく普通のことだと言われている。実際、雇用者罰則規定を適用される雇用主やブローカーの数は、摘発・強制送還された外国人労働者の数と比べれば極端に少ない。このことから有名無実化した雇用者罰則規定の実態が推察されよう。要するに、雇用者罰則規定の新設にもかかわらず、国会の付帯決議と執行機関である警察による見逃しによって、雇用主はそれほど大きな摘発のリスクを負うことなく不法就労外国人の雇用を継続出来たのである。

日系人と研修生に関する規制の緩和は、資本にとって合法的に外国人労働者を雇用することを可能にした。一方、国家にとってはどのような意味を持っていたのだろうか。日系人も研修生も、国家の観点からみて問題の少ないカテゴリーでの外国人労働者の導入を図ったものである。すなわち、日系人は日本の「国民」概念の基盤にある「血統主義」に抵触せず、研修生は管理や研修期間終了後帰国させることが容易だと考えられている。さらに、その「不自由労働者」としての利用を「経済・技術協力」のもとに正当化できる⁽⁶⁾。

90年の日本における入管法改定は、86年のアメリカ改正移民法を参考にしたと言われる。小井土によれば、この移民法の改革は国家の正統性を回復するための一大イベントであり、アメリカは一方でアムネスティの実施によって「自由と豊かさを求めて潜入した移民たちに人道的立場から一定の権利を与え

た」という印象と、他方で雇用者罰則規定の新設と移民法執行機関（移民帰化局と国境警備隊）の強化によって「国家が国境と領域にたいする統制力を回復した」という二重の印象を国民に与えたという。そして資本、特に非合法移民の雇用者にとって、新たに流入する移民は相変わらず「非合法」ゆえに安価で統制しやすい労働力なのであった〔小井土, 1992:108〕。

先述した移民労働者と関連して問題となる国家の正統性の二つのレベルから日米の政策を比較してみると、第一の「国境および外国人管理主体としての正統性」のレベルでは両国ともに同様の対応をし、第二の「国民国家としての存立に関する正統性」⁽⁷⁾のレベルではそれぞれの正統性の基盤にもとづき違った対応を打ち出したといえる（表1参照）。

表1 日米の移民労働者政策の相違

	政策内容	正統性の根拠	正統性のレベル
共通点	日……雇用者罰則規定の新設 米……雇用者罰則規定の新設	主体としての能力再確認＝正統性の回復	国境および外国人管理の主体としての正統性
相違点	日……日系人の在留資格緩和 研修生の導入拡大 米……アムネスティの実施	「血統主義」 「国際化」 「移民の国」 「自由の国」	国民国家としての存立に関する正統性

すなわち、一方で、雇用者罰則規定の新設によって国家は国境・外国人管理者としての正統性を再確認あるいは回復し、他方で事実上の免責条項の存在や法の執行過程における不完全さによって雇用主が「非合法」な移民労働力を使用しつづけることが可能になったという点で両国は極めてよく似ている。ところがそれぞれの改正のもうひとつの点になると、両国の対応は大変に違ったものとなった。アメリカは一定年数米国に滞在している非合法移民に対する滞在と就労の合法化（アムネスティ）を行った。それに対して日本はすでに増加し

つつあった日系人と技術研修生の規制の緩和と導入拡大を行ったのであった。先述したようにアメリカのアムネ스티の背景には、「移民の国」・「自由の国」という国是があった。それはアメリカという国民国家の成立そのものに関わるイデオロギー的基盤である。同様な意味で日本において「日系人」は、日本という国民国家の「国民」概念を支える「血統主義」の観点から導入が是とされたのであった⁽⁸⁾。研修生の場合には、その背景に「経済・技術協力」というイデオロギー的正当化が存在する。この「経済・技術協力」は、戦後日本のアジア地域への経済的拡張を支える一貫したイデオロギーのひとつであった。研修生の導入は、1960年代末から70年代初にかけて試みられたが〔落合、1974〕、今日ふたたびその導入が同様の論理によって進められている⁽⁹⁾。

この改定入管法は、日本における外国人労働者の状況に大きな影響を与えることとなった。次節では、改定入管法のもたらした結果について考察する。

4 改定入管法の結果

改定入管法の結果、日本の外国人労働市場に生じた変化は主に次の三点であった。第一に、合法的に就労が可能なラテンアメリカ諸国からの日系人が急増したこと。第二に、合法的な日系人労働者の急増にもかかわらず、非合法的な外国人労働者の数も増加を続けたこと。第三に、改定入管法の枠組のなかで、外国人労働者内部での階層分化が進行したこと。

第一の日系人労働者の急増は、改定入管法のもたらした当然の結果だった。その数は外務省領事部領事移住政策課の推定によれば、入管法改定以前1988年に8,450名、89年に29,300名、改定入管法の施行された90年には76,150名、91年には148,700名にのぼった。最も新しいデータによれば、92年152,120名となっている(表2参照)。

表2 日系人就労者数の推移（推定）

国/年	1988	1989	1990	1991	1992
ブラジル	6,000	20,000	61,000	120,000	131,020
ペルー	—	5,000	7,500	18,000	9,810*
アルゼンチン	2,000	3,500	6,400	8,500	8,930*
ボリビア	200	300	600	1,500	1,550
パラグアイ	250	500	650	700	810
合計	8,450	29,300	76,150	148,700	152,120*

（資料）〔外務省領事移住政策課，1993〕

(*)ペルー人の1992.12現在の外国人登録者数は約31,000人、さらに超過滞在者数が約9,000人おり、実際には約40,000人前後と思われる。またアルゼンチン人は帰国者が増加しており、実際にはさらに少ない4,000～5,000人程度であろう。また日系人就業者数の推計はおおよそ180,000～200,000人規模と思われる〔法務省入国管理局，1993a；1993b〕。

表3 主要国籍別超過滞在者数の推移

基準日 国籍・出身地	1990 7.1	1991 5.1	1991 11.1	1992 5.1	1992 11.1	1993 5.1
総数	106,497	159,828	216,399	278,892	292,791	298,646
タイ	11,523	19,093	32,751	44,354	53,219	55,383
韓国	13,876	25,848	30,976	35,687	37,491	39,455
フィリピン	23,805	27,228	29,620	31,974	34,296	35,392
中国	10,039	17,535	21,649	25,737	29,091	33,312
マレーシア	7,550	14,413	25,379	38,529	34,529	30,840
イラン	764	10,915	21,719	40,001	32,994	28,437
バングラデシュ	7,195	7,498	7,807	8,103	8,161	8,069
パキスタン	7,989	7,864	7,923	8,001	8,056	7,733
台湾	4,775	5,241	5,897	6,729	7,283	7,457
ペルー	242	487	1,017	2,783	6,241	9,038
ミャンマー	1,234	2,061	3,425	4,705	5,425	6,019
その他	17,505	21,645	28,236	32,290	36,005	37,511

（資料）〔法務省入国管理局，1993b〕

（注）本表は超過滞在者数の概数（推計値）を示すものである。

第二の非合法の外国人労働者も日系人のそれに劣らず急増を示した。その総数は超過滞在者の統計から推定するしかないが、改定入管法施行直後の90年7月の時点で約11万人、91年5月約16万人、91年11月約22万人、92年5月約28万人、92年11月および93年5月の時点で約29万人になっている。92年5月から93年5月の1年間では、景気後退の影響が1万人程度の増加にとどまっているが、すでに景気が後退局面に入っていた91年11月－92年5月期には約6万人、実に毎月平均約1万人と最大の増加を示した。入管法の改定から約3年間に、非合法の外国人労働者の数は3倍近い増加を示したのである（表3参照）。

ただし、すべての国籍グループが同様の増加パターンを示した訳ではない。パターンは主に三つに区別できる。①ほとんど増減がみられないバングラデシュ人とパキスタン人、②改定入管法の前後から急増したが、景気後退の深刻化とともに減少をはじめているマレーシア人とイラン人、③程度の差はあるが、一貫して増加の傾向が続いている韓国人・タイ人・フィリピン人・中国人などの国籍グループ、である。

89年11月のビザの相互免除協定の停止による新規流入の激減と改定入管法施行前後のデマによる大量の帰国によってバングラデシュとパキスタンからの労働者の数は、おのおの約7000人台まで減少したが、その後この数にはほとんど変化がみられない。彼等の多くは男性であり、日本での滞在は長期化の傾向が著しい。

マレーシア人の場合、その多くは中国系マレーシア人である。マレーシアとの間にはビザの相互免除協定があり、その結果多くのマレーシア人が日本に流入することになった。その総数は92年5月に最高の約4万8千人に達したが、その後減少に転じており93年5月には1年前と比較して20.0%のマイナスとなった。イラン人は特に湾岸戦争後、その数が急速に増加した。マレーシア人と同様にビザの相互免除協定の存在が増加の背景にあった。92年5月の時点で約4万人に達したが、92年4月のビザ相互免除協定の停止による新規流入の激減と景気後退の影響から帰国するものが相次ぎ、93年5月には1年前と比較して28.9%のマイナスとなった。

その他の国籍グループの増加の割合は、90年7月と93年5月の期間でタイ

人の4.8倍を最高にフィリピン人の1.5倍まで様々だが、好景気が続いていた期間はもちろんのこと景気後退局面に入ったことがはっきりした後も増加の傾向が続いている点では共通している。なお韓国・タイ・フィリピン人の場合には、短期の観光ビザ等で入国した者が超過滞在化したものが主だが、中国人の場合にはかつて就学ビザで入国したものがビザの延長が困難なため超過滞在化したケース、ペルー人の場合には合法的な日系人として入国しながら、「偽装日系人」の問題化とその後の資格審査の厳格化の結果、ビザの延長が極めて困難になったことが超過滞在化の要因として大きい。景気が後退し、外国人労働者に対する企業の需要は一部を除き確実に減少しているにもかかわらず流入が継続している事実は、日本国内に形成された同国人ネットワークが流入の際の核として自律的に作用しはじめていることを示していると思われる。

改定入管法のもたらした結果で最も重要なものは、かなり明確な外国人労働者内部での階層分化が形成された点である。それ以前には、外国人労働者はその大半がいわゆる不法就労者であり、ほぼ同等な条件下に就労していたといつて過言ではない。改定入管法施行後の外国人労働者内部の階層分化の進行は、いくつかの調査研究によって指摘されている〔筑波大学社会学研究室, 1991→1992〕〔稲上・桑原・国民金融公庫総合研究所, 1992〕〔青木, 1992〕。

以上の調査研究によって指摘された階層分化の主な内容をまとめてみよう。すなわち、合法的な日系人を頂点に、ついで非合法の韓国人、東南アジア諸国のフィリピン人・タイ人、その下に非合法で南西アジア諸国のパキスタン人・バングラデシュ人などが位置する。合法的な日系人と非合法の他の外国人労働者のグループの間には、かなり大きく明確な格差が見られる。この事実は、改定入管法が新たに設定した合法／非合法の区分を通じて、階層分化の基本的枠組を提供したことを示している。この合法／非合法グループ間の格差と比べれば、非合法の各グループ間の格差はそれほど明確でなく相対的なものといえる。非合法グループ間の格差は、「非合法」のラベリングに他の幾つかの要因が重なる形で緩やかに形成されたものである。

これらの要因には、流入時期、日本人の外国人に対する人種的距離、摘発の可能性と密接に関連する可視性 (visibility) の程度がある。そのうち流入時期が重要な変数になるのは、雇用主やブローカーに対して不利な従属的位置に置か

れながらも、日本での滞在が長くなるにつれて日本語能力や社会的ネットワークを通じた独自の求職ルートなどを獲得すること、また好景気による人手不足という外国人労働者にとっての好条件下で転職という手段によって雇用主に抵抗し、上昇移動を図るからである。たとえば日系人でも非合法の外国人労働者でも、一般に転職を通じて収入や労働条件を向上させる傾向が顕著である。また転職の可能性を示唆することで雇用主から有利な労働条件を引き出したりもできた。

比較的新しいグループであるイラン人とマレーシア人は、前者がバングラデシュ・パキスタン人が減少、上昇移動した後を、後者がタイ人、フィリピン人が上昇移動した後をそれぞれ埋めていったと考えられる。古くからのグループがある程度上昇し、より雇用主に対して脆弱な新たな流入グループによって置き換えられていく過程が見られる。この過程は、アメリカにおける移民研究において発見された「エスニックな置き換え」(ethnic replacement)の過程と類似性を持つように思われる。アメリカで、既存の移民グループの抵抗力の増大と抵抗力の少ない新規グループによる置き換えが継続的に生じた⁽¹⁰⁾ことは、日本における外国人労働者内部の階層分化を考えるうえでも示唆に富む。第一に最も抵抗力の小さいグループが最下層に位置し、常に彼等を必要とする企業層が存在した(する)こと。第二に移民労働者の抵抗力の大小が「不自由さ」の程度ばかりでなく、重要な変数として階層分化に関わってきている点である。現在もっとも脆弱なグループの代表はイラン人である⁽¹¹⁾。他のグループが、好景気のなか転職によって上昇移動を図り、比較的安定した就労条件を手にしたのに対して、イラン人の場合、安定した雇用を手にいれる前に景気後退の影響を被ることになってしまった。かれらにとって頻繁な転職はいまや上昇移動の手段ではなく、周縁的労働力としての不安定な就労形態の象徴となっている。

このように一様に「外国人労働者」といっても、そのなかには様々な程度の「不自由さ」を持った外国人労働者が存在している。ただし、一概に「不自由さ」の程度と分布が、最も「不自由」なイラン人—その他の不法就労外国人労働者—最も「自由」な合法的な日系人、というように階層分化と単純に対応しているというわけではない。例えば合法的な日系人であっても、人材派遣会社による人身拘束や中間搾取、不安定な就労状況などの問題から決して自由では

ないのである。このことは景気後退下における外国人労働者の状況を論じるなかでも明らかになるだろう。

5 景気後退の外国人労働者への影響

近年の日本における景気後退の影響はすべての外国人労働者に一律な影響を与えているわけではない。前節の外国人労働者内部の階層分化をもとにしながら、影響がどのような形で生じているか就労状況を中心に見てみよう。

景気後退の影響を比較的強く受けているグループは、階層の上部に位置する日系人である。日系人の就労の特徴は、自動車・家電などを中心とする製造業への集中、大企業および比較的規模の大きな中小企業に多く雇用されていること、また期間工やパート・アルバイト、派遣労働者などの景気や需要の変動に応じて分離可能な周回の労働力として利用されている点にある。特に人材派遣会社を通じた間接雇用の割合は高い。国際協力事業団の行った調査によれば、日系人労働者のじつに**62.9%**が派遣業者や中間業者と契約を結んでいる〔国際協力事業団、1992〕。

日系人への景気後退の影響の多くは、第一に日系人が集中していた自動車、家電産業が今回の景気後退における不況業種であったこと、第二に人材派遣会社への依存に象徴される周回の労働力としての利用に原因があるが、日系人のなかでも特にペルー人の場合は影響は一層深刻である。日系人を対象とする職業安定所といえる「日系人雇用サービスセンター」の利用者を見るとペルー人の割合が最も多くなっている。ペルー人の場合には、偽装日系人が多いこともあって企業がペルー人の雇用を敬遠し、滞在期限が切れた者から解雇されたり、再就職が困難になりつつある。このような傾向に拍車をかけているのがペルー人の在留資格審査の厳格化である。厳格化の結果、ビザの更新が困難になったペルー人の一部は既に超過滞在者として「不法就労者」化している。偽日系人問題とその後の審査厳格化によって、ペルー人全体に非合法的なラベリングが行われた結果、特に最大の日系人の国籍グループであるブラジル人との

間に新たな階層分化がみられる。例えば浜松近辺ではブラジル人の月給が30～40万円中心なのに対して、ペルー人のそれは20～30万円と低くなっている〔浜松市企画部国際交流室、1993〕。また、ブラジル人と比較して全般的に日本語能力が十分でない点も両者の間の階層分化の要因として重要である。

外国人労働者内部の階層の上部に位置する日系人、特にペルー人と比較しても現在最も深刻な状況にあるのが最下層に位置するイラン人である。イラン人に関しては、東京大学保健社会学教室が上野公園でイラン人143名に対して行った調査が参考になる。その調査結果によると、ここ1カ月間に仕事に就いたことのある者78名に対し、就いていない者が50名にのぼり失業率は39%に達している。さらに就労者のうち三分の二は月に20日以内しか就労していない〔山崎・若林ほか、1992〕。上野に集まるイラン人は比較的来日後日が長く、仕事の情報を求めて集まる人の割合が高いと言われており、必ずしもイラン人全体の傾向を反映しているとは言えないが、彼等の置かれた不安定な就労状況の一端を垣間見ることが出来る。イラン人の就労している企業は、建設・土木、製造業の、なかでも日系人はもちろんのこと他の「不法就労」外国人労働者と比較しても企業規模の小さいところが多い。このことはイラン人の就労企業が、重層的な下請構造の最下層に位置していることを示唆している。イラン人の現状を説明するには、第一に彼等が最も景気変動の影響を受けやすい企業で就労している点をあげることができる。第二には、かれらに対する「不法」というレッテルの付与に関する問題が存在する⁽¹²⁾。さらに加えるなら、イラン人が比較的新しく日本に流入したグループであり、十分な日本語能力や安定した求職ルートが確保されていない点も重要である。

日系人とイラン人以外の外国人労働者については、一般的に景気後退下にもかかわらず大半は就労を続けている。この背景には中小企業における構造的な労働力不足の存在がある。このような構造的労働力不足を埋める役割を果たしている外国人労働者は、景気後退下にもかかわらず比較的周辺の労働力としての性格の表面化を逃れているということが出来よう。また、かれらが景気後退の影響を強く受けたイラン人とは異なり、日本での滞在期間が比較的ながく、日本語能力や独自の求職ルートがある程度確保していることが就労状況の悪化を緩和していると考えられる。

以上のことから景気後退の各グループに対する影響の在り方に影響を及ぼした要因としては、就労企業の特徴とそれと結び付いた周辺の労働力としての利用の程度、合法／非合法の区分、外国人労働者の求職ルートの確立度や日本語能力を指摘することが出来る。その点を考慮に入れて、景気後退の影響を強く受けているペルー人とイラン人、およびペルー人以外の日系人としてブラジル人、その他の不法就労グループとしてパキスタン人をとりあげ、おのおの特徴をまとめてみよう（表4参照）。

表4 景気後退の影響を規定した要因

国籍	階層	景気後退の影響	周辺労働力化の程度	法的地位	求職ルート	日本語能力
ブラジル人	上層	やや強い	やや高い	合法	人材派遣会社への依存	高い
ペルー人	やや上層	強い	高い	一部非合法化	強い人材派遣会社への依存	低い
パキスタン人	中層	弱い	やや低い	非合法	比較的確立	高い
イラン人	下層	強い	高い	非合法	未確立	低い

先に述べたように移民労働者の「不自由労働者」化は、資本の論理と国家の論理の両面から見る必要がある。具体的には、資本の論理は移民労働者が経済的な構造にどのように組み込まれるのか、その結果、どのような経済的圧力が移民労働者に加わることになるのか、という点に集約される。国家の論理は、国民／外国人、合法／非合法、その他さまざまな法的、制度的格差を含み込んだカテゴライズと経済外的圧力という形で表れる。両者の結びつきのなかから、様々な程度の「不自由」さによって特徴づけられる、個々、具体的な「不自由労働者」が創出されることになる。

さらに第4節で述べたように、「不自由さ」の程度は移民労働者の経済的・経済外的圧力に対する抵抗力によっても規定される。本稿ではこれらすべてを含み込んだものを「不自由労働者としての統合の様式」(mode of incorporation as unfree labor, 以下、「統合様式」と呼んでおきたい⁽¹⁸⁾)。

表4における3つの要因（周辺労働力化の程度、法的地位、求職ルート／日本語能力）は、景気後退の影響を左右する要因であると同時に、「統合様式」を規定する3つの次元（資本の論理から派生する経済的次元、国家の論理から派生する経済外的次元、および、これら二つの次元より生じる、経済的・経済外的圧力に対する移民労働者の抵抗力の次元）それぞれに対するひとつの指標にもなっている。

このように表4は、不完全ながらも「統合様式」の各グループの在り方を示している。それによれば、ブラジル人もペルー人も含めた日系人全体の共通点は、人材派遣会社に代表される間接雇用形態を通じた周縁的労働力としての性格が極めて強い点にある。根本的に資本の論理から派生するこの周縁的労働力としての性格が、日系人の「統合様式」に占める意味は大きい。景気変動の緩衝装置としてはいうにおよばず、合法的労働者でありながら非合法労働者と同様に中間搾取や人身拘束の問題が生じているのも間接雇用形態から説明できる。日系人全体としては以上の共通点を持ちつつも、とくにブラジル人とペルー人の中で新たな階層分化が生じ、ペルー人の方に失業などの影響が強く出ている点については、既に述べたように偽装日系人問題によるペルー人の「半」非合法化と日本語能力などにおける差が大きい。日本語能力の差は、ペルー人の場合、人材派遣会社への依存度を強める結果にもなっている。

一方の、不法就労者の場合、イラン人が失業など景気後退の影響を強く受けているのに対して、その他の不法就労者は概して影響を最小に止めている。その差異は、イラン人が他のグループと違い転職を通じて上昇移動する前に景気が後退局面に入ってしまったこと、また、十分な日本語能力や独自の求職ルートが確立できていない点大きい。「統合様式」のうち国家の論理からくる合法的な法的地位では共通しながら両者の間に生じた差異は、他の二つの「統合様式」の要素によって説明できる。

このように「不自由労働者」としての特徴を共有しながら外国人労働者内部において「不自由」さの程度や形態、さらには景気後退の影響の及び方に大きな差異を生じている実態を説明する場合、単に合法／非合法である、あるいは単に日本社会への適応を通じた経済的・非経済的圧力に対する抵抗力の増大といった要因だけでは不十分であり、「統合様式」全体を考慮に入れることが必

要になる。

6 外国人労働者の今後 — 残された課題

本稿では、外国人労働者を「不自由労働者」として規定し、改定入管法の枠組みのなかで生じた今回の景気後退の影響が、「不自由労働者」としての共通の性格にもかかわらず多様な形をとった点について、「不自由労働者としての統合様式」における差異によって説明する枠組を提示した。筆者は、今後この「統合様式」をより詳細に検討し、それをもとに比較研究を行いたいと考えている⁽¹⁴⁾。しかしながら、いくつかの課題が残されているように思われる。

第一に、「不自由労働者」としての外国人労働者の分析のためには、資本の論理からくる経済的圧力、国家の論理からくる経済外的圧力、それらに対する移民労働者の抵抗力などが現実には交錯する外国人労働者と雇用主との関係の分析が欠かせない。改定入管法、特に雇用者罰則規定は、雇用主に対して当初期待されたような効果をあげることがなかった。一方、いわゆる「不法就労」外国人にとってはどうだったのだろうか。彼等の地位は相変わらず「非合法」であり、摘発の危険性と隣り合わせの状況はそのまま維持されている。法の趣旨としては、雇用主と外国人労働者の双方に同等の摘発される可能性をもたらすはずであったが、現実には前者の被摘発可能性が小さく、後者が大きい、という不均等な状況はそのまま維持されることとなった（改定入管法施行以前は、雇用主が非合法の外国人を雇ったというだけで摘発される可能性はゼロであった）⁽¹⁵⁾。

この被摘発可能性における雇用主と移民労働者間の不均等が、雇用主の移民労働者に対する低賃金や劣悪な労働条件の押しつけの背景に存在していると思われる。雇用主は、移民労働者の要求や抵抗を警察や入管への通報を示唆するだけで押さえ込むことが可能である。一方、この不均等のもとで外国人労働者が自身の被摘発可能性を少しでも減少させようとするれば可視性を減少させることが必要になる。それは結局のところ雇用主以外との社会的接触を避

けることになり、雇用主への依存をいっそう強めることになるのである [Bustamante, 1972:709]。

しかしながら、外国人労働者と雇用主との関係において常に抑圧や搾取の関係が表面化しているわけではない。両者の関係で一般に観察される特徴はその「温情主義的」性格である。雇用関係における温情主義的性格は、不自由労働制全般に広くみられる特徴であり、不自由労働と温情主義の間には深い関連がある [Corrigan, 1977] [Bonacich, 1976]。日本における外国人労働者の場合、特に中小・零細企業の雇用主と不法就労の外国人労働者との間に、温情主義的性格が強いように思われる。温情主義については、今後、不自由労働との関係でさらに論究する必要があるだろう。

課題の第二は、移民労働者の社会的ネットワークやネットワークの結節点としての移民コミュニティに関するものである。これらは、資本や国家の論理とは別次元で、かつ移民労働者の抵抗力に直接・間接に結びつきながら「統合様式」を規定する。社会的ネットワークやコミュニティの有無、その性格、構成員の属性などによって「統合様式」は大きく異なったものになるはずである。例えば、在日韓国・朝鮮人とのネットワークを活用して入国・就労している韓国人と、比較的流入時期が早く、日本において生活基盤を築き上げた同国人を核としたネットワークをもとに流入が継続的にあるフィリピン人、また有効に活用できるネットワークの形成が不十分なイラン人の間では、差異は大きいものと思われる。この点も考慮に入れて「統合様式」を見直す必要が出てこよう。

最後の第三は、第2節で述べた不自由労働者としての移民労働者を利用することの資本にとってのメリットを、日本の現実でどう評価するかである。メリットは以下の4つにまとめておいた。①労働力再生産費用の移民労働者の出身国や家族への転嫁、②安価で管理・統制しやすい労働力としての利用、③需要に柔軟に対応できる周縁的労働力、④人種・民族的分業の導入による労働者階級の分断、資本の労働に対する支配の強化。

②③に関しては、日本においても管理・統制しやすい周縁的労働力としての利用されているということがいえよう。①に関しても、いまだかなりの程度の労働力再生産費用を回避していると思われる。ただし、合法的な日系人、また

不法就労者においても既に日本定住への指向性は強くなっており、移民労働制の特徴である労働力の維持と更新の地理的分離を通じての労働力再生産費用の出身国・家族への転嫁 [Burawoy, 1976] は、部分的には既に崩れつつある。ただし、日本では現在、研修生制度をさらに進めた実習生制度の本格的導入が始まっている。これは、国家による労働力の維持と更新の地理的分離を再構築する試みと考えることもできる。実習生制度については、他の外国人労働者（日系人や不法就労外国人）との関連で今後の動向が注目される。

④については、少なくとも労働者階級を分断する手段として外国人労働者が積極的に利用されたということとはできない。②③の特徴を持った労働力の不足を埋めるために導入されたのは事実としても、労働者階級の社会統制の手段として利用されているとは必ずしも言えないように思われる。移民労働者が労働者階級の分断に利用されていることの指標としては、本国人労働者と移民労働者との間の敵対的関係の発生、および両者のある程度分断・隔離された労働市場の形成などがあげられるが、日本においては、日本人労働者と外国人労働者は敵対的関係はいまのところ明確にはみられず、また、多くの外国人労働者は日本人労働者と労働市場を共有している（といってもパート、アルバイト、期間工、派遣労働者という形での「日本人労働者」とであるが）。④としての利用が見られない現状を欧米の経験とは違った日本の特色と考えるのか、あるいは現状はあくまで過渡期の現象であり、今後は④としての利用が表面化してくると考えるのか。現状では、まだ結論を下すことは出来ない。しかし、「不自由労働者」としての利用と日本における人種・民族間関係がどのような関連をもつことになるのか、今後の重要な課題になることは間違いない。

<注>

- (1) その内訳は、いわゆる不法就労者が約 30 万人、日系人が約 20 万人、研修生・就学生・興行など合わせて約 10 万人である。
- (2) 「二重の意味で自由である。すなわち、彼は自由な人格として、自分の労働力を商品として処置しようということ、彼は他方において、売るべき他の商品を持っていないということ、すなわち、彼の労働力の現実化のために必要な一切の物財から、放免され、自由であるということである」 [Marx,1867=1969:294]
- (3) 木前はロバート・マイルズ (Miles, R.) の所論から現代の移民労働者を「不自由な賃金労働者」と定義して「自由な賃金労働者」「不自由な非賃金労働者」から区別し、そのうえで三者の関係を世界システムと移民労働者との関連で論じている [木前, 1992] [木前, 1993]。
- (4) ローテーション政策とは戦後の一時期、西ドイツやスイスで行われていた移民労働者移入政策。その名のとおりに雇用主の労働需要に応じて移民労働者を募集し、必要がないときには本国に送還させるもの。西ドイツでは移民の定住化傾向が強まるとともに、1973年のオイル・ショックを機に募集が停止され事実上挫折した。ブラセロ (bracero) 計画とはアメリカーメキシコ政府間協定にもとづく労働者の移入計画をいう。戦時の一時的措置とされたが低賃金の農業労働者を求める南西部の農園主達の圧力で1942～64年まで継続された。最盛期の1950年代の後半には年間約50万人のメキシコ人契約労働者が入国・就労していた。
- (5) これらの基準は極めて曖昧である。支援団体によれば、景気の良かったころは基準は緩く運用されていたが、景気が悪くなってからは従来は見過ごしてきた雇用主に對する見せしめの摘発が増えているという。
- (6) 研修生受け入れ企業を対象とした調査によると、「研修生の受け入れが日本の国際化に役立つ」との意見に賛成と回答した企業が約9割にのぼり、研修生を労働力として組み込んでいる企業ほど「国際化」以外の意見にも賛成する傾向がある [筑波大学社会科学系 1991→1992::830-838]。
- (7) 「国民国家としての存立に関する正統性」のレベルは、さらに「国家成員=国民」の定義に関するもの(例えば、日本における「血統主義」、アメリカにおいては

「移民の国」から派生する「出生地主義」とそれ以外のもの（日本における「国際化」、アメリカにおける「自由の国」といった国是）に区別できるかもしれないが、本稿では⁴特に区別して論じてはいない。

- (8) 現在、アメリカでは不法入国事件の頻発を背景に「移民の国」としての国是が議論の対象になっている。移民の流入により正統性の根拠そのものが問われているのだが、日本においても例えば日系人の流入は「血統主義」の見直しを引き起こすだろうか。
- (9) (日本)資本の国際化のためのイデオロギーである「経済・技術協力」が、労働力（供給）の国際化のイデオロギーでもある事実は興味深い。資本の国際化と労働力移動の国際化とは表裏一体の現象だとするサッセンの命題は、イデオロギーのレベルでも言えそうだ。また、「国民国家としての存立に関する正統性」に関連していえば、「血統主義」が国内少数民族（沖縄・アイヌ人）の抑圧・排除の結果造り上げられた「日本人」に基礎を置くのに対して、ここでいうところの「国際化」とは日本を含めた国家間序列（「中心」としての日本と「周辺」）を前提としている。この意味で「血統主義」と「国際化」は矛盾しないばかりか、密接に結びついてさえいる。
- (10) 「エスニックな置き換え」については〔小井土、1992〕を参照した。メキシコ系移民に関するすぐれた分析であり、アメリカの移民法改正も含めて教えられる点が多かった。
- (11) 地域によっては新たにインドネシア、ミャンマー、ネパール人などの新規グループが増えつつある。
- (12) イラン人の場合、マスコミによるイラン人犯罪報道の影響も大きい。
- (13) ポルテス (Portes, A.) は、移民にとって最も重要な「受入れの文脈」(contexts of reception) として、①受入れ国の政策、②労働市場の状態、③エスニック・コミュニティの性格の三つの要素を挙げている [Portes & Rumbaut, 1990:85-93]。以下の議論は、彼のいう「受入れの文脈」を参考にした。
- (14) 比較研究としては、①他国との比較、②移民グループ間の比較、③移民グループ内での比較が考えられるが、とりあえず移民グループ間の比較を中心に作業を進めたいと考えている。
- (15) もちろん雇用主やブローカーが労働法などに違反する行為を行えば摘発される可能

性はあるが、現実にはその可能性は極めて少ない。なぜなら、外国人労働者が公的機関に訴えることは「不法」のレッテルゆえに困難だからである。

<文献>

- アジア人労働者問題懇談会編 1992 『侵される人権・外国人労働者』第三書館。
- 青木 秀男 1992 「日本のアーバン・エスニシティー都市下層の調査から」『社会学評論』42(4):16-29.
- Bonacich, Edna 1976 “Advanced Capitalism and Black/White Race Relations in the United States: A Split Labor Market Interpretation” *American Sociological Review* 41:34-51.
- Burawoy, Michael 1976 “The Functions and Reproduction of Migrant Labor: Comparative Material from Southern Africa and the United States” *American Journal of Sociology* 81(March):1050-1087.
- Bustamante, Jorge A. 1972 “The “Wetback” as Deviant: An Application of Labeling Theory” *American Journal of Sociology* 77(4):706-718.
- Cohen, Robin 1987 *The New Helots: Migrants in the International Division of Labour*, Gower Publishing Company Limited, London. =1989 清水知久訳『労働力の国際的移動－奴隷化に抵抗する労働者』明石書店。
- Corrigan, Philip 1977 “Feudal Relics or Capitalist Monument?: Note on the Sociology of Unfree Labour” *Sociology* 11(3):439-463.
- 外務省領事移住政策課 1993 「日系人本邦就労者数（推定）」。
- 浜松市企画部国際交流室 1993 「浜松市における外国人の生活実態・意識調査－日系ブラジル・ペルー人を中心に（要約）」。
- 法務省入国管理局 1993a 「外国人登録国籍別人員調査表」。
- 法務省入国管理局 1993b 「本邦における不法残留者の数について（平成五年五月一日現在）」『国際人流』77.
- 稲上 毅・桑原 靖夫・国民金融公庫総合研究所 1992 『外国人労働者を戦力化する中小企業』中小企業リサーチセンター。
- インパクション編集部 1993 「特集 難民化する移民労働者」『インパクション』79,

インパクト出版会.

- 梶田 孝道・伊豫谷 登士翁編 1992 『外国人労働者論－現状から理論へ』弘文堂.
- 木前 利秋 1992 「移民・国家・世界経済－歴史的・理論的考察のために」, 梶田・伊豫谷編 [1992:29-61].
- _____ 1993 「階級差別・性差別・人種差別 経済概念の再考によせて」『現代思想』21(9), 青土社 :136-151.
- 小井土 彰宏 1992 「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家－歴史的動態と1986年移民法改革」, 百瀬 宏・小倉 充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂 :89-118.
- 国際協力事業団 1992 『日系人本邦就労実態報告書』.
- 駒井 洋 1993a 『外国人労働者定住への道』明石書店.
- _____ 1993b 「移民社会の入り口に立って」『世界』4月号, 岩波書店 :185-199.
- Marx, Karl 1867 *Das Kapital I.* =1969 向坂逸郎訳『資本論(一)』岩波書店.
- 落合 秋英 1974 『アジア人労働力輸入』現代評論社.
- Portes, Alejandro & Borocz, Jozsef 1989 “Contemporary Immigration: Theoretical Perspectives on its Determinants and Mode of Incorporation” *International Migration Review* 87(Fall):606-630.
- Portes, Alejandro & Rumbaut, Ruben G. 1990 *Immigrant America: A Portrait*, University of California Press.
- Rex, John 1970 → 1983 *Race Relations in Sociological Theory.* =1987 鶴木 眞・櫻内 篤子訳『人種問題の社会学』三嶺書房.
- Sassen, Saskia 1988 *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labour Flow*, Cambridge University Press. =1992 森田 桐郎ほか訳『労働力と資本の国際移動』岩波書店.
- 卓 南生 1992 「日本における『外国人労働者』議論の諸問題－問われるマスコミの姿勢」, 百瀬 宏・小倉 充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂 :11-37.
- 筑波大学社会学研究室 1991 『国境を越えて－外国人労働者の現況』1990年度筑波大学社会学類社会調査実習報告書. →手塚 和彰・駒井 洋・小野 五郎・尾形 隆彰編 1992 『外国人労働者の就労実態：総合的実態調査報告集』明石書店 :69-291.
- 筑波大学社会科学系 1991 『外国人労働者の労働及び生活実態に関する研究－研修生の

分析』平成2年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書。→手塚 和彰
・駒井 洋・小野 五郎・尾形 隆彰編 1992 『外国人労働者の就労実態:総合的
実態調査報告集』明石書店:747-908.

上野 千鶴子 1990 『家父長制と資本制:マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
Wallerstein, Immanuel 1974 *The Modern World-System I: Capitalist Agriculture and the
Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*, Academic Press.
=1981 川北 稔訳『近代世界システムⅠ』岩波書店。

山崎 喜比古・若林 チヒロほか 1992 「上野の街とイラン人-摩擦と共生」東京大学
医学部保健社会学教室。

(くら しんいち/筑波大学大学院)